

# 環境管理物質規定

(05版)web 公開版

制定日 : 2005年3月7日

改定日 : 2022年10月13日

株式会社マコメ研究所

## 05版 改定内容の説明

## 1) 規制の追加

## 12) TSCA 第6条

## 2) 管理対象物質の追加

## 19の物質を追加

8	ポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)
9	ポリ塩化ビニル(PVC) 及び PVC 混合物
21	フタル酸ジイソノニル(DINP)
22	フタル酸ジイソデシル(DIDP)
23	フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)
25	パーフルオクタン酸(PFOA) とその塩及び PFOA 関連物質
31	リン酸トリス 2-クロロエチル(TCEP)
32	リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)
33	ジブチルスズ(DBT) 化合物
34	特定ベンゾトリアゾール(UV-328)
35	ヒ素及びヒ素化合物(三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素、ヒ酸 等)
36	フッ素系温室効果ガス(PFC、SF6、HFC)
37	デカブロモジフェニルエーテル(DecaBDE)
38	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP)(3:1)
39	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(TTBP)
40	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)
41	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)
42	パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS) とその塩及び PFHxS 関連物質
43	ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs) 及びその塩

## 3) 文言の修正

- ・意図的添加禁止→意図的添加
- ・含有許容濃度→閾値
- ・用語の定義追加(閾値、意図的添加は不可)

## 1、目的

この規定は、当社の製品を構成する部品・デバイス等に含有される環境管理物質について、使用を禁止する物質、全廃を目指す物質、削減を目指す物質を明確にし、製品への混入を防ぎ、法令遵守、地球環境保全および生態系に対する影響を軽減することを目的とする。

## 2、適用範囲

マコメ研究所で設計、製造、販売する製品に使用する部材を対象とする。ただし、以下は適用除外とする。

- (1) メンテナンス品、及び顧客と取り交わした、仕様による製品など
- (2) 研究開発を目的とする試作品
- (3) 構成する部材に代替品が無い製品

## 3、用語の定義

この規定では、以下のように用語を定義する。

### 1) 環境管理物質

部品・デバイスなどに含有される物質のうち、地球環境と人体に著しい環境影響を持つと当社が判断した物質

### 2) 管理の水準

#### a) レベル1

物質とその用途について含有の許容濃度を超えて使用することを禁止するもの

#### b) レベル2

物質とその用途について当該期日の到来をもって「レベル1」にするもの

#### c) レベル3

部品・材料への含有量の削減を目指す物質

#### d) 適用除外

法規制などの適用外、又は代替技術が無い物質または用途

### 3) 含有

物質が意図的であるか否かに問わず、製品を構成する部品・デバイスまたは、それらに使用される材料に、添加、充填、混入または付着することをいう。

### 4) 閾値

2)管理の水準で管理が要求される濃度の限界値であり、閾値を超えてはならない。

### 5) 意図的添加

特定の特性や外観を得るために、部品・デバイスまたは、それらに使用される材料に故意に添加することをいう。閾値に「意図的添加」と記載されている場合は、意図的添加は不可であることを意味する。

### 6) 不純物

天然素材中に含有される工業材料としての精製過程で技術的に排除しきれない物質、または合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質をいう。

### 7) プラスチック

合成高分子物質からできている繊維、フィルム、粘着テープ、成形製品、合成ゴム製品、植物原料プラスチック、接着剤など。

8) 禁止時期

当社における使用禁止時期

9) RoHS指令

Restriction of Hazardous Substances (特定物質使用禁止指令) の略

欧州連合EUが実施する有害物質規制を指し2006年7月1日以降、施行予定のEU域内で取り扱われる電気・電子機器製品について特定の物質の使用を制限する指令。2011年に改正されRoHS(Ⅱ)2011/65/EUと呼ばれている。

制限対象物質は指令の付属書Ⅱ、用途による適用除外は付属書Ⅲ及びⅣによる。

10) REACH規則

Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicalsの略  
EUにおける化学物質の総合的な登録・評価・認可・制限の制度

制限：付属書XVIIに掲載されている物質とその用途について使用を制限する  
情報伝達：SVHCと呼ばれる認可候補物質が成形品に0.1wt%以上含まれている場合は、  
使用者に対して安全に使用できる情報を伝達する

11) POPs条約

残留性有機汚染物質 (persistent organic pollutants)の略。

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される物質の、製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物などの適正処理を規定する国際条約

12) WEEE 指令

「WEEE 指令 ( Waste Electrical and Electronic Equipment Directive、WEEE Directive )」の略。RoHS が電気・電子機器の製造段階での有害な化学物質の使用制限であることに対し、WEEE 指令は電気・電子機器の廃棄処分についての指令。

13) TSCA 第 6 条

アメリカ合衆国環境保護庁 TSCA (Toxic Substances Control Act : 有害物質管理法) の略。PBT 5 物質等の制限・禁止

イソプロピルフェニルホスフェート (Isopropylphenylphosphate : PIP(3:1)) を含有する特定の成形品、および成形品の加工に使われる PIP(3:1) の取扱と販売の規制。

## 4、環境管理物質の管理基準

## 4.1、環境管理物質 この規定で対象とする環境管理物質名と管理基準となる含有の許容濃度

#	物質名	閾値	レベル
1	カドミウム及びカドミウム化合物	100ppm	1
2	鉛及び鉛化合物	1000ppm	1
3	水銀及び水銀化合物	1000ppm	1
4	六価クロム化合物	1000ppm	1
5	ポリ塩化ビフェニル(PCB 類)	意図的添加	1
6	ポリ塩化ナフタレン(PCN 類)	意図的添加	1
7	短鎖型塩素化パラフィン(SCCPs)	意図的添加	1
8	ポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)	50ppm(0.005wt%)	1
9	ポリ塩化ビニル(PVC)及び PVC 混合物	意図的添加	1, 3
10	ポリブロモビフェニル(PBB)	1000ppm	1
11	ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)	1000ppm	1
12	ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)	意図的添加	1
13	トリブチルスズ化合物(TBT)	意図的添加	1
14	トリフェニルスズ化合物(TPT)	意図的添加	1
15	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	意図的添加	1
16	石綿(アスベスト)	意図的添加	1
17	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	1000ppm	1
18	フタル酸ジブチル(DBP)	1000ppm	1
19	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	1000ppm	1
20	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1000ppm	1
21	フタル酸ジイソノニル(DINP)	意図的添加	3
22	フタル酸ジイソデシル(DIDP)	意図的添加	3
23	フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)	意図的添加	3
24	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS 及びその塩)	意図的添加	1
25	パーフルオクタノ酸(PFOA)とその塩及び PFOA 関連物質	意図的添加	1
26	塩化コバルト	意図的添加	1, 3
27	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	成形品に対し 30ppm	1
28	オゾン層破壊物質(ODS)	意図的添加	1
29	放射性物質	意図的添加	1
30	ホルムアルデヒド	意図的添加、部品に対し 1000ppm	1, 3
31	リン酸トリス 2-クロロエチル(TCEP)	成形品中の 1000ppm	1
32	リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)	成形品中の 1000ppm	1
33	ジブチルスズ(DBT)化合物	意図的添加、部品中の 1000ppm	1
34	特定ベンゾトリアゾール(UV-328)	意図的添加、成形品中の 1000ppm	1
35	ヒ素及びヒ素化合物(三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素、ヒ酸 等)	意図的添加、成形品中の 1000ppm	1, 3
36	フッ素系温室効果ガス(PFC、SF6、HFC)	意図的添加	1
37	デカブロモジフェニルエーテル(DecaBDE)	意図的添加	1
38	リン酸トリス(イソプロピルフェニル)(PIP)(3:1)	意図的添加	1
39	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(TTBP)	意図的添加、3000ppm	1
40	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	意図的添加、10000ppm	1
41	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	意図的添加	1
42	パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及び PFHxS 関連物質	意図的添加	1
43	ペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA)及びその塩	25ppb, 260ppb	2

## 4.2、管理物質の対象と禁止時期

## 1) カドミウム および カドミウム化合物

対象		禁止時期
レベル1	適用除外を除くすべての用途 一例：梱包材、プラスチック（ゴムを含む）材料に用いられる安定剤・顔料・染料、塗料・インキ、表面処理（めっきなど）、コーティング	即時
閾値	100ppm(0.01wt%)	
適用除外	RoHS 指令適用除外用途・電気接点中のカドミウムおよびその化合物	
主な法令	RoHS、REACH	

## 2) 鉛 および 鉛化合物

対象		禁止時期								
レベル1	適用除外を除くすべての用途 一例：梱包材、プラスチック（ゴムを含む）材料に用いられる安定剤・顔料・染料、塗料・インキ ・鉛が85wt%未満の有鉛はんだにおいて、はんだに含まれる鉛の含有量が1000ppmを超えるもの ・許容濃度を超過して含有する各種金属（はんだ材料を含む） ・部品の外部電極・リード端子等の表面処理 ・無電解ニッケルめっき、無電解金めっき時の安定剤、添加剤に使用する鉛	即時								
閾値	1000ppm(0.1wt%)									
適用除外	RoHS 指令適用除外用途（以下は主なもの） ・鉛を含有する合金 <table border="1" data-bbox="464 1205 1225 1368"> <thead> <tr> <th>合金の種類</th> <th>鉛含有許容濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼材</td> <td>0.35 wt%以下</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム合金</td> <td>0.4 wt%以下</td> </tr> <tr> <td>銅合金（真鍮、りん青銅も含む）</td> <td>4 wt%以下</td> </tr> </tbody> </table> ・デバイスなどの接続用高融点有鉛はんだ（鉛が85wt%以上） ・電気・電子部品に使用されるガラス、セラミック及びそれを母材とする化合物。コンデンサの誘電体は除く ・AC125V 又は CD250V 以上の定格電圧のセラミックコンデンサの誘電体 ・光学ガラス、フィルタガラス		合金の種類	鉛含有許容濃度	鋼材	0.35 wt%以下	アルミニウム合金	0.4 wt%以下	銅合金（真鍮、りん青銅も含む）	4 wt%以下
合金の種類	鉛含有許容濃度									
鋼材	0.35 wt%以下									
アルミニウム合金	0.4 wt%以下									
銅合金（真鍮、りん青銅も含む）	4 wt%以下									
主な法令	RoHS、REACH									

## 3) 水銀 および 水銀化合物

対象		禁止時期
レベル1	適用除外を除くすべての用途 一例： ・梱包材、顔料・塗料・インキ ・水銀を接点に用いたリレー、スイッチ、センサ ・プラスチックの調剤	即時
閾値	1000ppm(0.1wt%)	
適用除外	RoHS 指令適用除外用途	
主な法令	RoHS、REACH	

## 4) 六価クロム化合物

対象		禁止時期
レベル1	防錆目的の表面処理などすべての用途 一例： ・梱包材 ・めっき表面の防錆処理（ねじ、鋼板など） ・インキ／塗料の顔料等の成分に含まれるもの	即時
閾値	1000ppm(0.1wt%)	
適用除外	RoHS 指令適用除外用途	
主な規制法令	RoHS、REACH	

## 5) ポリ塩化ビフェニル (PCB)

対象		禁止時期
レベル1	・すべての用途	即時
閾値	意図的添加	
主な規制法令	POPs、REACH、化審法	

## 6) ポリ塩化ナフタレン (PCN) (塩素数が3以上)

対象		禁止時期
レベル1	・すべての用途	即時
閾値	意図的添加	
主な規制法令	REACH、化審法	

## 7) 短鎖型塩素化パラフィン (SCCPs)

対象		禁止時期
レベル1	・炭素鎖長 10-13 の短鎖型塩素化パラフィンを使用するすべての用途	即時
閾値	意図的添加	
主な規制法令	POPs、REACH、化審法	

## 8) ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)

対象		禁止時期
レベル1	・すべての用途	即時
閾値	材料に対し 50ppm(0.005wt%)	
主な規制法令	REACH、TSCA、化審法	

## 9) ポリ塩化ビニル(PVC)及び PVC 混合物

対象		禁止時期
レベル1	・コード等を束ねる結束バンド ・梱包材料 ・熱収縮チューブ ・フレキシブルフラットケーブル (FFC) ・絶縁シート、ラミネートフィルム	即時
レベル3	すべての用途	未定
閾値	意図的添加	
主な規制法令	米国 JS709、TSCA、化審法	
適用除外	磁性材料、塗料、インク、コーティング剤、 接着剤に用いられる樹脂用バイнда	

## 10) ポリプロモビフェニル (PBB)

対象		禁止時期
レベル1	・プラスチックの難燃剤など、すべての用途	即時
閾値	1000ppm (0.1wt%)	
主な規制法令	RoHS、POPs	

## 11) ポリプロモジフェニルエーテル (PBDE)

対象		禁止時期
レベル1	・プラスチックの難燃剤など、すべての用途	即時
閾値	1000ppm (0.1wt%)	
主な規制法令	RoHS、POPs、REACH、TSCA、化審法	

## 12) ヘキサプロモシクロドデカン (HBCDD)

対象		禁止時期
レベル1	・プラスチックの難燃剤など、すべての用途	即時
閾値	意図的添加	
主な規制法令	POPs、REACH、TSCA、化審法	

## 13) トリブチルスズ化合物 (TBT)

## 14) トリフェニルスズ化合物 (TPT)

## 15) トリブチルスズ=オキシド (TBTO)

対象		禁止時期
レベル1	・塗料、インキ、防腐剤、かび防止剤などすべての用途	即時
閾値	意図的添加	
主な規制法令	REACH、TSCA、化審法	

## 16) 石綿 (アスベスト)

対象		禁止時期
レベル1	・すべての用途	即時
閾値	意図的添加	
主な規制法令	労働安全衛生法、REACH、TSCA	



## 17, 18, 19, 20) 特定のフタル酸エステル類 1 (DEHP, DBP, BBP, DIBP)

対象		禁止時期
レベル 1	・樹脂部品などの可塑剤など、すべての用途	即時
閾値	均質材料に対し 1000ppm (0.1wt%)	
主な規制法令	RoHS、REACH、化審法	

## 21, 22, 23) 特定のフタル酸エステル類 2 (DINP, DIDP, DNOP)

対象		禁止時期
レベル 3	・玩具、育児製品の部材などを除く、すべての用途	未定
閾値	意図的添加	
主な規制法令	REACH	

## 24) パーフフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS 及びその塩)

対象		禁止時期
レベル 1	・すべての用途	即時
閾値	意図的添加	
主な規制法令	POPs、EU 規則、化審法	

## 25) パーフフルオクタン酸 (PFOA) とその塩及び PFOA 関連物質

対象		禁止時期
レベル 1	・すべての用途	即時
閾値	意図的添加	
主な規制法令	POPs、REACH、TSCA、化審法	

## 26) 塩化コバルト

対象		禁止時期
レベル 1	・乾燥剤	即時
閾値	意図的添加	
レベル 3	上記以外のすべての用途	未定
閾値	成形品中の 1000ppm (0.1wt%)	
主な規制法令	REACH	

## 27) 一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料

(76/769/EEE で引用される試験において下表の特定アミンが生成される物質)

対象		禁止時期
レベル1	・人体に継続的に触れる部位での用途(繊維・布・皮革)	即時
閾値	成形品に対し 30ppm(0.003wt%)	
主な規制法令	REACH、TSCA、労安衛法、家庭用品規制法	

## 特定アミン化合物

化学物質名	CAS No.
4-アミノビフェニル	92-67-1
ベンジジン	92-87-5
4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
2-ナフチルアミン	91-59-8
o-アミノアゾトルエン	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8
p-クロロアニリン	106-47-8
2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0
6-メトキシ-m-トルイジン	120-71-8
4,4'-メチレン-ビス(2-クロロアニリン)	101-14-4
4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
o-トルイジン	95-53-4
4-メチル-m-フェレンジアミン	95-80-7
2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
o-アニシジン	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

## 28) オゾン層破壊物質(ODS)

モントリオール議定書による規制対象物質(CFCs、HCFCs、HBFCs、四塩化炭素等)

対象		禁止時期
レベル1	・すべての用途	即時
閾値	意図的添加	
主な規制法令	オゾン層保護法	

## 29) 放射性物質

対象		禁止時期
レベル1	・すべての用途	即時
閾値	意図的添加	
主な規制法令	放射線障害防止法	

## 30) ホルムアルデヒド

対象		禁止時期
レベル1	・ 木工製品、部材	即時
閾値	意図的添加	
レベル3	・ 上記以外のすべての用途	未定
閾値	部材に対し 1000ppm (0.1wt%)	
主な規制法令	REACH、労安衛法	

## 31) リン酸トリス 2-クロロエチル(TCEP)

対象		禁止時期
レベル1	・ 可塑剤用途、他	即時
閾値	成形品中の 1000ppm (0.1wt%)	
主な規制法令	REACH、化審法、化管法	

## 32) リン酸トリス (1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP)

対象		禁止時期
レベル1	・ 可塑剤用途、他	即時
閾値	成形品中の 1000ppm (0.1wt%)	
主な規制法令	TSCA、化審法	

## 33) ジブチルスズ(DBT)化合物

対象		禁止時期
レベル1	・ すべての用途	即時
閾値	意図的添加、部品中の 1000ppm (0.1wt%)	
主な規制法令	REACH、TSCA、化審法、化管法	

## 34) 特定ベンゾトリアゾール(UV-328)

対象		禁止時期
レベル1	・ すべての用途	即時
閾値	意図的添加、成形品中の 1000ppm (0.1wt%)	
主な規制法令	REACH、TSCA、化審法	

## 35) ヒ素及びヒ素化合物(三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素、ヒ酸等)

対象		禁止時期
レベル1	・ 光学ガラス、フィルターガラス、液晶パネル等のガラス	即時
閾値	意図的添加、成形品中の 1000ppm (0.1wt%)	
レベル3	・ 上記以外のすべての用途	未定
閾値	意図的添加、成形品中の 1000ppm (0.1wt%)	
主な規制法令	REACH、TSCA、化審法	

## 36) フッ素系温室効果ガス (PFC、SF6、HFC)

対象		禁止時期
レベル1	・すべての用途	即時
閾値	意図的添加	
主な規制法令	EU 規則	

## 37) デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)

対象		禁止時期
レベル1	・すべての用途	即時
閾値	意図的添加	
主な規制法令	POPs、REACH、TSCA 第6条(h)、化審法、化管法	

## 38) リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP) (3:1)

対象		禁止時期
レベル1	・すべての用途	即時
閾値	意図的添加	
主な規制法令	TSCA 第6条(h)	

## 39) 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (TTBP)

対象		禁止時期
レベル1	・すべての用途	即時
閾値	意図的添加、3000ppm(0.3wt%)	
主な規制法令	TSCA 第6条(h)、化審法	

## 40) ペンタクロロチオフェノール (PCTP)

対象		禁止時期
レベル1	・すべての用途	即時
閾値	意図的添加、10000ppm(1wt%)	
主な規制法令	TSCA 第6条(h)、化審法	

## 41) ヘキサクロロブタジエン (HCBD)

対象		禁止時期
レベル1	・すべての用途	即時
閾値	意図的添加	
主な規制法令	POPs、TSCA 第6条(h)、化審法、労安衛法	

## 42) パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び PFHxS 関連物質

対象		禁止時期
レベル 1	・すべての用途	即時
閾値	意図的添加	
主な規制法令	POPs、REACH、化審法	

## 43) ペルフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCAs) 及びその塩

対象		禁止時期
レベル 2	・すべての用途	2023年2月25日
閾値	C9-C14 PFCA とその塩の合計濃度が <sup>§</sup> 25ppb (0.000025wt%) C9-C14 PFCA 関連化合物の合計濃度が <sup>§</sup> 260ppb (0.000026wt%)	
主な規制法令	REACH、化審法、労安衛法	

## 4.3 対象物質の説明

## 対象物質の主なもの

#	物質名		CAS No.
1	カドミウム及びカドミウム化合物	重金属	7440-43-9
2	鉛及び鉛化合物		7439-92-1
3	水銀及び水銀化合物		7439-97-6
4	六価クロム化合物		—
5	ポリ塩化ビフェニル(PCB類)	有機塩素系化合物	1336-36-3
6	ポリ塩化ナフタレン(PCN類)		70776-03-3 1321-65-9 他
7	短鎖型塩素化パラフィン(SCCPs)		85535-84-8 他
8	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	有機塩素系化合物	61788-33-8
9	ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC混合物		9002-86-2
10	ポリブロモビフェニル(PBB)	有機臭素系化合物	67774-32-7 他
11	ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)		1163-19-5
12	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)		3194-55-6 他
13	トリブチルスズ化合物(TBT)	有機スズ化合物	26239-64-5
14	トリフェニルスズ化合物(TPT)		76-87-9
15	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)		56-35-9 他
16	石綿(アスベスト)		—
17	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	フタル酸エステル類1	117-81-7
18	フタル酸ジブチル(DBP)		84-74-2
19	フタル酸ブチルベンジル(BBP)		85-68-7
20	フタル酸ジイソブチル(DIBP)		84-69-5
21	フタル酸ジイソノニル(DINP)	フタル酸エステル類2	28553-12-0
22	フタル酸ジイソデシル(DIDP)		26761-40-0
23	フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)		117-84-0
24	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS及びその塩)	フッ素化合物	2795-39-3 他
25	パーフルオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質	フッ素化合物	335-67-1 3825-26-1 335-95-5 2395-00-8 335-93-3 335-66-0 376-27-2 3108-24-5
26	塩化コバルト		7646-79-9

#	物質名	CAS No.
27	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	92-87-5 92-67-1 他
28	オゾン層破壊物質 (ODS)	—
29	放射性物質	—
30	ホルムアルデヒド	50-00-0
31	リン酸トリス 2-クロロエチル (TCEP)	可塑剤用途、他 115-96-8
32	リン酸トリス (1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP)	可塑剤用途、他 13674-84-5
33	ジブチルスズ (DBT) 化合物	有機スズ化合物 870-08-6
34	特定ベンゾトリアゾール (UV-328)	紫外線吸収剤 3846-71-7
35	ヒ素及びヒ素化合物 (三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素、ヒ酸 等)	ヒ素化合物 7440-38-2 1327-53-3 1303-28-2 7778-39-4
36	フッ素系温室効果ガス (PFC、SF6、HFC)	2551-62-4
37	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	難分解性、生体蓄積性 および毒性を有する PBT 物質 1163-19-5
38	リン酸トリス (イソプロピルフェニル) (PIP) (3:1)	68937-41-7
39	2, 4, 6-トリ-tert-ブチルフェノール (TTBP)	732-26-3
40	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3
41	ヘキサクロロブタジエン (HCBd)	87-68-3
42	パーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び PFHxS 関連物質	フッ素化合物 355-46-4 82382-12-5 3871-99-6 55120-77-9 68259-08-5
43	ペルフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA) 及びその塩	フッ素化合物 375-95-1 335-76-2 2058-94-8 307-55-1 72629-94-8 376-06-7

## 5. 環境管理物質の含有判定方法

RoHS 指令の規制物質に対する測定方法の国際標準 IEC62321 に沿った測定を推奨する。他の方法でも不使用を証明できる場合は、分析装置の測定結果や成分検査結果なども使用できる。

以上